

情報教育における規範意識の育成

中野康一*

「道徳の時間」に、その特質を満たしながら、情報教育として規範意識を育成する授業の困難さの原因を探るべく、情報モラル教育のカリキュラムにおける規範意識の概念及び、公開教材「“ウチら”のルールとわが家のルール」を、具体的に検討したところ、道徳の特質を踏まえた場合、十分に規範意識の育成が行えないことが明らかになった。『学習指導要領』と『生徒指導提要』では、「規範意識」は「きまりを守る」ものでしかなく、その原因は学校教育法にあった。実社会の規範以上に、ネット社会の規範は完結したものではなく、日々つくられていくものであるから、単に「きまりを守る」という態度では、実社会に適応する以上に、ネット社会への適応は難しい。情報教育において規範意識を育成する際には、きまりをつくる視点が重要である。

[キーワード：規範意識，情報教育，道徳の時間，学習指導要領，学校教育法]

1. はじめに

本稿では、近年ますます重要性を増している情報教育と、いよいよ教科化される道徳教育との接点としての、規範意識の育成について論じる。現在、「道徳の時間」に、情報教育における規範意識を育むカリキュラムが一般的である。しかし、一般的である反面、道徳の時間の特質を満たしながら、情報教育として規範意識を育成する授業を行うことは困難である。その困難さの原因を探るべく、学習指導要領、生徒指導提要、学校教育法、教育基本法の記述及び、情報モラル教育のカリキュラムにおける規範意識の概念を検討する。公開されている教材をもとに、具体的な困難についても検討を加える。

2. 道徳と情報教育における規範意識

『小学校学習指導要領』及び『中学校学習指導要領』の「第3章道徳 第1目標」には、「道徳性」と「道徳的実践力」という包括的な概念を除くと、規範意識に通じる文言は特にない。「第2内容」には、低学年・中学年・高学年・中学生の各学年段階に、おのおの20項目前後のいわゆる内容項目が示されており、規範意識に関しては、視点の4にそれぞれ以下の記述がある。

- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。
 - ・約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にす。 (小学校低学年 4-(1))
 - ・約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。

(小学校中学年 4-(1))

- ・公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす。(小学校高学年 4-(1))
- ・法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序を高めるように努める。(中学校 4-(1))

これらは「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1(3)で、4つの学年段階全てにおいて、重点化すべき指導内容として挙げられている。さらに、同節3(5)には、以下の記述がある。小学校学習指導要領の記述に加えて、中学校学習指導要領の記述を、括弧で示した。

児童(生徒)の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ(て)、情報モラルに関する指導に留意すること。

このような具体的な記述があれば、「道徳の時間」に、情報教育として規範意識を育成することは、当然であるように思える。

情報教育の方へ目を転じて、国立政策研究所(2011)の『情報モラル教育実践ガイダンス』に示されている、情報モラル教育の内容、2領域5分野のうち、規範意識がどこに当てはまるかを確かめる。ここで言う2領域は「心を磨く領域」と「知恵を磨く領域」であり、5分野はそれら2領域の下位分類にあたる。「心を磨く領域」には、「情報社会の倫理」と「法の理解と遵守」の2分野があり、「知恵を磨く領域」には、「安全への配慮」と「情報

* 鳴門教育大学 大学院 (修士課程) 人間教育専攻 人間形成コース / 福岡市立那珂小学校 教諭

セキュリティ」の2分野が、「心」と「知恵」の領域の交わるところに「公共的なネットワーク社会の構築」分野がある。「規範意識」は「心を磨く分野」の「法の理解と遵守」に当てはまる。この「法の理解と遵守」の分野には、学年にあわせて以下の8つの指導事項が含まれている。小低は小学校低学年を指し、他も同様である。

- 小低 c1-1 生活の中でのルールやマナーを知る
- 小中 c2-1 情報の発信や情報をやりとりする場合のルールやマナーを知り、守る
- 小高 c3-1 何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない
- 小高 c3-2 「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する
- 小高 c3-3 契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない
- 中学 c4-1 違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない
- 中学 c4-2 情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る
- 中学 c4-3 契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する

マナーや契約に言及されている点は、学習指導要領の記述と異なるものの、規範意識を「きまりを守る」と捉えている点は、共通している。

3. “ウチら”のルールとわが家のルール

具体的に検討するために「情報モラル教材ポータルサイト「ネット社会の歩き方」で公開されている教材“ウチら”のルールとわが家のルール」を取り上げる。この教材は、前節で見た指導事項のc2-1、c3-1、3-2を道徳の時間に扱うことを想定して作成されている。学習指導案から、あらすじを引用する。なお、アニメーションとあらすじで異なっていた時間に関する記述は、アニメーションに合わせて改めた。

6年生になった主人公がケータイを持つことになったため、家族で話し合っ規則を決めた。その中には、「充電器は居間に置き夜9時までにはケータイを差し込んでおく」というルールも決められた。

それから数日たって、クラスの仲の良い友達とも「ウチらのルール」を作り、件名に「星印」が書かれたメールは5分以内に返事を送ることになった。その日の夜、ちょうど9時前に友だちから「星印」が書かれたメールが届いたのだが、もうケータイを居間に持って行く時間になってしまった。主人公はどちらのルールを守ればいいのか。指導資料

の最後には「わが家のルール」と「ウチらのルール」のどちらを優先すればいいか主人公の迷う姿が描かれている。

2つのルールの中に挟まれてしまう主人公の状況は、ケータイに関する場面以外でも、子供がたびたび直面するような状況であり、図1のような解説付きの短いアニメーションによって子供が想像しやすい教材となっている。さらに、規範意識を育くむ上で、子供にルールをつくる立場での思考を促す内容をもっている。この教材を用いて、どのような「道徳の時間」の学習を行うか。公開されている指導案の一部を引用する。

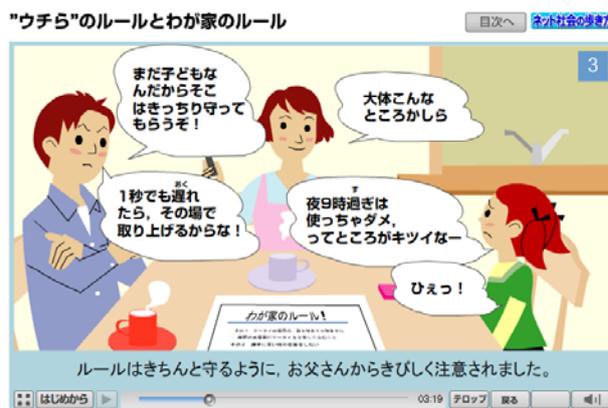


図1 “ウチら”のルールとわが家のルール

出典:「ネット社会の歩き方」(<http://www.cec.or.jp/net-walk/>)

道徳の時間は児童生徒の道徳的実践力を育成することに主眼が置かれるのであれば、教師の価値観を押しつけたり、禁止事項を一方向的に守らせたりするのではなく、生徒が自分で考え自分で判断するプロセスが大切である。また、間違っ行動をしたために結果的に取り返しのつかない結果を招く暗転型のストーリーを示すことで、間違っ行動をしないように児童生徒に注意を促すことも、教師の価値観を押しつけることになるため、道徳の時間には適さな

いと考えられる。

本教材では、児童生徒が「我が家のルール」を選んでも、「ウチらのルール」を選んでも共に間違いというものではなく、それぞれに道徳的価値が含まれどちらも正解であることを示したい。むしろ、どちらを選ぶのか根拠を以て考えることが重要であり、そのような態度が「正解」となると考えたい。

この指導案では、「道徳の時間」の特質、「道徳的価値の自覚により道徳的实践力を育成」を踏まえて、授業が構想されている。しかし、内容については肯定しかねる。

まずは、結論の「どちらも正解である」とする点について。ここでは、どちらとも守ること、それができない場合は「我が家のルール」を選ぶことを求める必要がある。もちろん親への服従を強いるためではない。先に取り決めたルールと抵触するルールを受け入れてしまった主人公の思慮不足を強く咎めるためである。「ウチらのルール」にしたがって返事を送ったのちに、「わが家のルール」にしたがってケータイを親に返すことは可能だ。または両親に特別の許可を貰ってメールに返信する。あるいは、家の電話など別の方法で友達に連絡を取ることもできる。つまり、どちらのルールにしたがうかを選択するのではなく、どちらのルールにもしたがわねばならない。それが難しい場合は、先のルールを優先して、後のルールに背く。その不利益は自分が引き受ける。そうであってはじめて、どのようにルールを作れば良かったか、何を付け加えればよかったかなど、いわばルールをつくる側に立った思考と反省が促される。厳しいようではあるが、最も身近な契約である約束について、このくらいの思慮と責任を求めなくては、中学生になって、指導事項「c4-3 契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する」ことを指導したところで、身に付かない。

次に、「それぞれに道徳的価値が含まれ」について。確かに、道徳の内容項目でいうところの「信頼・友情」や「誠実」を、この場面で想起することはできる。しかし、それらを「規範意識」と同等に扱って良いだろうか。自分が招いた、どちらかのルールを破らざるを得ない状況に対して、どのように責任をとるか、どのように行動するかが重要なのであって、その判断に関わるとはいえ、その他の価値観はこの場合、副次的なものでしかない。

最後に「教師の価値観を押しつけること」について。そもそも道徳教育とは価値観の強要である。とくに規範意識を身につかせることは、「『各種の価値観に従う』という価値観に従う」という意味で二重の強制性を持つ。さらに、学習指導要領の道徳において「規範意識」が、小学校と中学校の全ての学年段階で重点とされ、情報モラルのなかでも1つの分野をなしているのは、「規範意識」育成に緊急性があるからである。ネット社会におい

ても実社会においても、子供の規範意識の緩さに由来する加害及び被害を防がなくてはならない。子供を保護する立場でもある教師は、十分に思慮をすることの重要性、思慮不足による過失の重大性について、社会全体で共有している価値観として明確に示す必要がある。子供が「自分で考え自分で判断する」ということは、思慮を求められないことや良い結果を求められないということではない。どのようなルールをつくるか、どのように責任をとるか、どのように行動するかを考え判断するのである。

ここまで、公開されている指導案を批判したが、はじめに述べたとおり、この指導案は、「道徳の時間」の特質を踏まえて授業を構想している。したがって問題は、この指導案にはなく、「道徳の時間」を用いて情報教育における規範意識を育むことにある。さらに、「規範意識」育成が単に情報教育に限ったことではないことを考慮すれば、学習指導要領及び「道徳の時間」が前提としている原理自体に問題があるとも言える。

また、取り上げた教材「“ウチら”のルールとわが家のルール」自体は、情報モラル教育の内容、2領域5分野において、「心を磨く分野」の「法の理解と遵守」に位置づけられているにすぎない。しかし、ここまで再三、思慮の大切さを強調してきたように、単純に心の問題と見なすわけにはいかない。法を理解し遵守すれば解決できる、主人公の状況でもなかった。「規範意識」の、より原理的な点について、学習指導要領に留まらず、学校教育法や教育基本法にまで遡って検討する必要がある。

4. 学習指導要領と生徒指導提要における

規範意識

2. で示した、学習指導要領第3章道徳の「規範意識」に関する内容項目を再び示す。

- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。
 - ・約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切ににする。(小学校低学年4-(1))
 - ・約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。(小学校中学年4-(1))
 - ・公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。(小学校高学年4-(1))
 - ・法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序を高めるように努める。(中学校4-(1))

これだけの内容では、3. で示した教材の問題状況を解決できない。指導案では、「道徳的価値の自覚を促し内面的な道徳的实践力を育む」という「道徳の時間」の特質

を満たそうとするあまり、「きまりを守る」という価値観すら押しつけることがないように配慮がなされていたのだが、ここで示されている内容は、全学年段階通じて「きまりを守れ」である。「公德心」や「法やきまりの意義」が高学年と中学校では付け加わるが、あくまで法やきまりを受け入れる側の立場である。つまり、きまりをつくる側の立場、きまりについて批判的に考える立場は想定されていない。これらの能力は、道徳で育てるべき「道徳性」には含まれないということだろうか。

学校で「きまりをつくる」といえば、生徒会や学級会が想起される。小学校学習指導要領第6章特別活動には、配慮すべき事項として次のようにある。以下、下線は引用者による。

(1)〔学級活動〕、〔児童会活動〕及び〔クラブ活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。

下線部のように、特別活動では「きまりをつくって守る活動」がなされる。しかし、学級会や委員会、クラブ活動などの集団活動における「きまりをつくって守る活動」は、集団の運営上の必要性からまたは問題解決的に、数回程度、体験として行われるにすぎない。これだけで「規範意識」、とくに「情報教育における規範意識」を学習することには限界がある。

「規範意識」という単語が10箇所以上に登場する『生徒指導提要』では、「規範意識」はどのように述べられているだろうか。以下、5箇所のみを示すが、これらの引用からわかるように、校内規律を維持するための手段となっており、きまりをつくる、きまりを批判するといった内容とはかけ離れている。

法律上でも、教育基本法第6条において、学校教育の実施に当たっては、「教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことを重視しなければならぬとされ明示されています。また、学校教育法第21条においても、「規範意識を育み社会の発展に寄与する態度を養うこと」などが義務教育の目標として掲げられています。(145頁)

さらに、「問題行動の増加への予防や対策として、中学校では規範意識を養うための毅然とした指導も

行われるようになります。(54頁)

しかし、その犯罪行為が重大な場合や指導を繰り返しても効果が見られない場合などは、告発を控えるのではなく、児童生徒の反省を促して「規範意識を養うためにも、法律に則った措置が取られることが重要」です。(134頁)

校内規律は、自らの意志ではなく校則や教員からの指導により「守られているもの」という意識から、規範の意義を理解し、児童生徒「自らが規範を守り行動するという自律性をはぐくむこと」が重要です。(145頁)

このような変化の中で、例えば、交友関係が広がって多様な刺激を受け、皆がやっているから大丈夫というように「規範意識が一時的に緩む」などして、万引き、自転車盗、バイク盗のような初発型非行に及んでしまうことがあります。(179頁)

学習指導要領及び生徒指導提要、いずれも「規範意識」に関わる教育内容が、特別活動の一部を除いて「きまりを守る」という内容に終始していた。

5. 教育法規における規範意識

学習指導要領の直接の法的根拠にあたる、「学校教育法施行規則」には、「規範」や「規範意識」という言葉は登場しない。

「学校教育法」には2箇所「規範意識」が登場する。第一に、幼稚園教育に関して、以下の記述がある。小学校の特別活動に当たる部分である。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに「規範意識の芽生えを養うこと」。

第二に、義務教育の目標について述べた第二十一条の十から十のうち、「一」に記されている。

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、「規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、

その発展に寄与する態度を養うこと。

ここでは、規範意識と同列に並べられた言葉に注目したい。つまり、「規範意識」は、「自主、自律の精神」や「協同の精神」、「公正な判断力」、「公共の精神」とは違うものだという事である。それらとともに、主体的に社会の形成に参画するための基礎となるということである。これらは、学習指導要領の道徳へと敷衍され、各内容項目と対応している。つまり、この時点で、自主、自律や公正な判断力とは切り離された、単なる遵法心として定義されていると見てよい。

最後に教育基本法から引用する。

(教育の目的)第一条

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)第二条

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

教育基本法の段階では、「規範」や「規範意識」という言葉はまだ登場しない。ゆえに教育基本法の「国家及び社会の形成者として必要な資質」の基礎として、学校教育法で、作り手としての意識、批判者としての視点を欠いた、単なる受動的な規範意識を想定した点に、授業レベルでの混乱の原因があったとみられる。そのために、情報モラル教育として、広い意味での規範意識を育みたいにも関わらず、「ウチラ」のルールとわが家のルールを、受動的なものとして限定された規範意識で取り扱うこととなってしまい、教材が含む「ルールをつくる立場での思考を促す」という教育的な価値を生かし切れないという事態が起こっている。

6. おわりに

最後に、学校教育法のいう規範意識を「単なる受動的な規範意識」と評した根拠を3点示して、今後の情報教育における規範意識の育成の在り方を探る。第一は、丸山真男の以下の記述にあるように、フィクションとして制度を扱うことができているためである。

フィクションとしての制度とその限界の自覚 憲

法その他の法的=政治的制度を、制度をつくる主体の問題から切り離して、完結した物として論ずる思考様式は、思想や理論を既製品として取り扱う考え方とふかく連なっている。(42頁)

制度や思想、理論と同じく規範も、フィクションである以上、単に受け取るだけではなく、つくる立場で考えることが必要である。特に、情報教育における規範意識を考える場合は、この視点が重要である。なぜなら実社会の規範以上に、ネット社会の規範に完結したものはなく、日々つくられていくものであるからである。ゆえに、単に「きまりを守る」という態度では、つまり「単なる受動的な規範意識」では、実社会に適応する以上に、ネット社会への適応は難しい。

第二に、本来の「規範意識」という語を矮小化して用いているためである。「規範意識」という語は多くの辞書に収録されておらず、一般的な語ではない。例えば『広辞苑 第六版』、『新明解国語辞典 第五版』、『岩波哲学・思想辞典』には、「規範意識」の項はない。『平凡社哲学事典』によれば、「規範意識」は、西南ドイツ学派のヴィンデルバントがもちいた概念であるという。「評価主体が、ある対象について評価(価値判断)をくだす場合には、その評価の基準ないし尺度としてなんらかの価値が前提されるが、この価値を価値たらしめる意識」であり、「普遍人類的な絶対的、最終的規準たる価値を価値として妥当させる意識」だという。

現代において、普遍的で絶対的な規準を想定するのは容易ではないが、場当たりの他律的人間ではなく、自律した個人を目指すのであれば、何らかの最終的規準を求めないわけにはいかない。かつて「人間は幸福を求める」という事実から、アダム・スミスは、「国際的な公平な観察者の判断基準」という最終規準を求めた。同じく「人間は幸福を求める」という事実から、村井実は、「人間は訴えを重んじなければならない」という「道徳の大原則」を導き出した。この大原則をもとに、実践的規則としての規範が導かれ、個別の行動が決定するという。最終的基準としては、「公正としての正義」や「自由の相互承認」などを想定することも出来る。これらの絶対的で最終的な規準を、承認するのが「規範意識」である。矮小化された、単なる受動的な規範意識が学校教育によって広まっているが、きまりであれば何であれ、無批判に従うというようなものは、本来の「規範意識」ではない。

第三に、「規範意識」教育は、現代の教育改革において、より積極的なものへと改善されつつあるためである。中央教育審議会(2014)の、「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)」は、情報モラルなどの現代的な課題に取り組むとする一方、「規範意識」についても多くの改善案

を示している。

1 道徳教育の改善の方向性(1)道徳教育の使命
道徳教育においては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、人が互いに尊重し協働して社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識などを育むとともに、人としてよりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどうのように生きるべきかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ、考えを深め、自らの生き方を育てていくことが求められる。(2 頁)

2 道徳に係る教育課程の改善方策(3)道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する
③内容項目について
また、社会参画など社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わることや、規範意識、法などのルールに関する思考力や判断力などについても充実が必要と考えられる。(10 頁)

情報モラル、生命倫理など現代社会を生きる上での課題を扱う場合にも、問題解決的な学習を行ったり討論を深めたりするなど指導方法を工夫していくことが求められる。(12 頁)

3 その他改善が求められる事項(3)幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育の充実

幼稚園教育要領においては、幼児の道徳性や規範意識の芽生えを培うことが示されている。今後、その充実を図るとともに、例えば、幼稚園における遊びを通じた課題解決型の指導を充実し、そのよさを小学校低学年においても取り入れるなど、幼小接続を円滑化していくことが有効と考えられる。(19 頁)

特に 10 頁は、これまでの受動的な規範意識を払拭する改善案である。これであれば、規範意識についてルールをつくる側の立場で考えられるようになる。この、「規範意識、法などのルールに関する思考力や判断力などについても充実が必要」という記述は、国立教育政策研究所(2013)の「21 世紀型能力」(基礎力・思考力・実践力)の提案を踏まえている。「21 世紀型能力」の背景には、PISA のリテラシーや OECD・DeSeCo のキー・コンピテンシーがあり、さらにその背景には、社会構造や産業構造の変化がある。それらの変化を推し進めているのが、社会の高度情報化である。つまり、極論ではあるが、ネット社会が規範意識に変化を促し、学力観をも変容させている。このような状況下では、情報教育における「単なる受動的な規範意識」教育は、批判されてしかるべきであろう。

今回の答申の方向性が最後まで貫かれれば、平成 28 年度に告示されるであろう新しい学習指導要領には、道徳の時間における、より積極的な規範意識を育む環境が整う。そうなる初めて、情報教育における規範意識の育成を、道徳の時間において原理的な困難さを感じることなく行えるようになる。

参考文献

- 石原一彦(2011)「情報モラル教育の変遷と情報モラル教材」岐阜聖徳学園大学紀要. 教育学部編 50, 101-116, 2011-02-28
- 勝野頼彦他(2013)『社会の変化に対応する資質や能力を育成する教育課程編成の基本原則 [改訂版]』国立教育政策研究所
- 中央教育審議会(2014)「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)(中教審第 176 号)」
(平成 26 年 10 月 21 日)(2014/11/27 アクセス)
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chu_kyo0/toushin/1352890.htm)
- 林達夫他 編(1971)『哲学事典』平凡社
- 廣松渉他 編(1998)『岩波哲学・思想事典』岩波書店
- 丸山真男(1961)『日本の思想』岩波書店(岩波新書)
- 宮川洋一・森山潤(2011)「道徳的規範意識と情報モラルに対する意識の関係—中学校学習指導要領の解説「総則編」に示された情報モラルの考え方に基づいて—」
日本教育工学会論文誌 35(1), 73-82, 2011
- 村井実(1990)『道徳は教えられるか』国土社
- 文部科学省(2008)『小学校学習指導要領』東洋館出版社
- 文部科学省(2008)『中学校学習指導要領』東洋館出版社
- 文部科学省(2010)『生徒指導提要』教育図書
- 文部科学省国立教育政策研究所(2011)「情報モラル教育実践ガイダンス—すべての小・中学校で、すべての先生が指導するために—」国立教育政策研究所教育課程研究センター(2015/01/23 アクセス)
(<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/guidance.pdf>)
- 「ネット社会の歩き方」(2015/01/23 アクセス)
(<http://www.cec.or.jp/net-walk/>)
- Adam Smith(1759)The Theory of Moral Sentiments
(=高哲男 訳(2013)『道徳感情論』講談社(講談社学術文庫))